

		1学期				2学期				3学期			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	チラシ等の配付 啓発活動	「子どもはいつも求めています」 「子どものサイン発見チェックリスト」			「相談啓発(自殺予防)リーフレット」		いじめ防止啓発月間 「いじめをしない、させない、見逃さない」					フ加古川市立両荘中学校 教育	自殺対策強化月間
	早期発見 教育相談	心の相談アンケート 教育相談週間の設置		アセス1回目	懇談会		心の相談アンケート 教育相談週間の設置		アセス2回目	懇談会			
教職員研修等・組織的な推進体制	職員会議等・組織的な推進体制	① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。		⑤ 学校運営協議会やユニット等と連携・協働した取り組みを推進する。		③ 生徒指導、いじめ問題、心のケア等に関する研修を校区青少年育成連絡協議会とも連動し、年10回実施する。		⑤ 学校運営協議会やユニット等と連携・協働した取り組みを推進する。		③ 生徒指導、いじめ問題、心のケア等に関する研修を校区青少年育成連絡協議会とも連動し、年2回実施する。		⑤ 学校運営協議会やユニット等と連携・協働した取り組みを推進する。	
		② いじめ対応チームを校長、教頭、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当で組織し、対応会議を月1回開催する。		② いじめ対応チームを校長、教頭、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当で組織し、対応会議を月1回開催する。		② いじめ対応チームを校長、教頭、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当で組織し、対応会議を月1回開催する。		② いじめ対応チームを校長、教頭、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当で組織し、対応会議を月1回開催する。		② いじめ対応チームを校長、教頭、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当で組織し、対応会議を月1回開催する。		② いじめ対応チームを校長、教頭、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当で組織し、対応会議を月1回開催する。	
		④ 授業参観・オープンスクール・学校だより等を利用して、保護者対象に相談窓口の案内等を行う。											
未然防止に向けた取組	未然防止に向けた取組	② いじめ防止、子どものSOS発見の啓発チラシやリーフレット等を配付する。		⑤ 生徒会によるいじめ防止に関わる啓発活動を生徒会役員と教師が共同して考え、いじめを未然防止に取り組む。		② いじめ防止、子どものSOS発見の啓発チラシやリーフレット等を配付する。		⑤ 生徒会によるいじめ防止に関わる啓発活動を生徒会役員と教師が共同して考え、いじめを未然防止に取り組む。		② いじめ防止、子どものSOS発見の啓発チラシやリーフレット等を配付する。		⑤ 生徒会によるいじめ防止に関わる啓発活動を生徒会役員と教師が共同して考え、いじめを未然防止に取り組む。	
		③ 地域と連携したり特別講師によるインターネットトラブル防止教室などの講演をしてもらう。		④ 教育相談を担当とその他の教師に分けて行い、学年、学校で情報を共有する。必要に応じてSC.SSWと連携しながら多角的な未然防止に取り組む。		③ 地域と連携したり特別講師によるインターネットトラブル防止教室などの講演をしてもらう。		④ 教育相談を担当とその他の教師に分けて行い、学年、学校で情報を共有する。必要に応じてSC.SSWと連携しながら多角的な未然防止に取り組む。		③ 地域と連携したり特別講師によるインターネットトラブル防止教室などの講演をしてもらう。		④ 7月・12月の三者面談時には生徒同士の間関係について保護者とともに共通理解を図る。	
早期発見・早期対応に向けた取組	早期発見・早期対応に向けた取組	② 「心の相談アンケート」を実施し、子どもの実態を把握する。具体的な対応策や支援策の確認		① 「学校生活に関するアンケート」(アセス)を年2回実施し、支援策まで確実に実施する。		① 「学校生活に関するアンケート」(アセス)を年2回実施し、支援策まで確実に実施する。		② 「心の相談アンケート」を実施し、子どもの実態を把握する。具体的な対応策や支援策の確認		③ 教育相談週間を年2回実施する。		⑦ ユニット間の生徒指導担当で連携し、小学校の人間関係をつかむ。	
		③ 教育相談週間を年2回実施する。		④ いじめの見逃しゼロをめざし、積極的にいじめ認知を行う。ただし、被害者の意向の尊重を最優先とし、判断は慎重に行う。		⑤ いじめの疑いがある場合、スクールカウンセラーとメンタルサポーターの積極的利用を当該生徒に促し、早期発見に努める。		④ いじめの見逃しゼロをめざし、積極的にいじめ認知を行う。ただし、被害者の意向の尊重を最優先とし、判断は慎重に行う。		⑤ いじめの疑いがある場合、スクールカウンセラーとメンタルサポーターの積極的利用を当該生徒に促し、早期発見に努める。		④ いじめの見逃しゼロをめざし、積極的にいじめ認知を行う。ただし、被害者の意向の尊重を最優先とし、判断は慎重に行う。	
校内での検証体制	PDCAサイクルの具体	対策プログラムの実行											
		プログラム	対策プログラムの実行										プログラム
		調査		点検・改善		報告		調査		点検・改善		報告	

校区内巡回活動  
 生徒指導担当と部活動顧問の連携